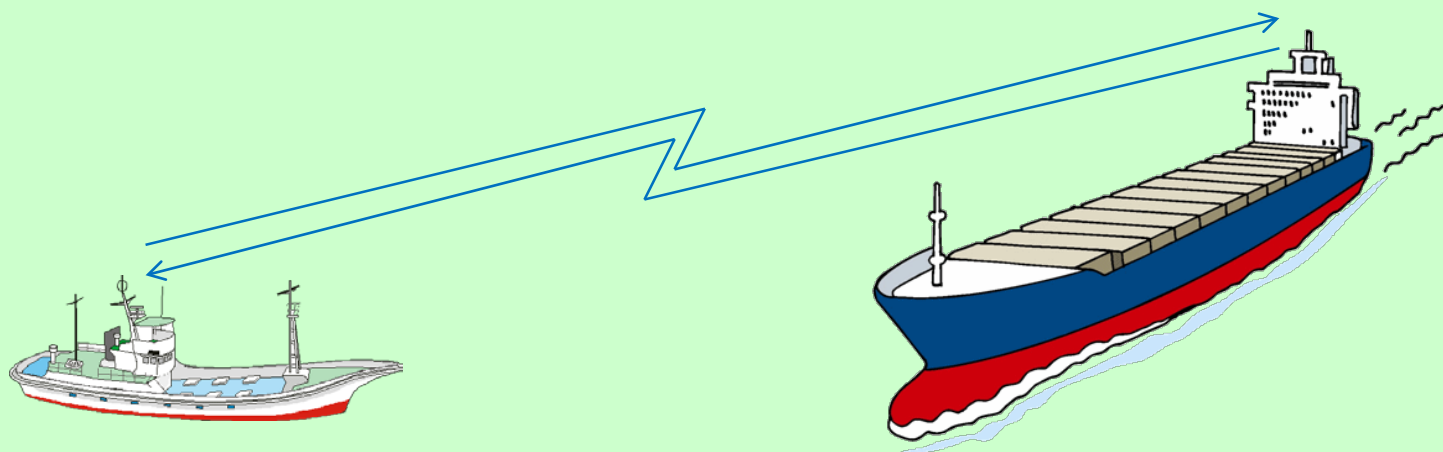


海難事故防止のためAISの導入を！

AISとは？

AIS (Automatic Identification System: 船舶自動識別装置) とは、船舶の位置、針路、速力等の安全に関する情報を、自動的に送受信するシステムです。

AIS情報(位置、針路、速力等を相互に確認可能)



➤ **AISは雨や波の影響を受けず、荒天時でもお互いの位置、針路等を容易に確認できます！**

➤ **簡易型AISは、比較的安価(10数万円程度～)に購入でき、無線従事者の資格がなくても操作できます(ただし無線局の免許申請は必要です。)**

※簡易型AISの位置等の情報は、電波状況や海域の特性等によっては他船に受信されない場合があります。

海難事故の事例

平成24年9月24日午前2時頃、金華山東方沖約930kmの太平洋上で貨物船(25,074トン)とかつお竿釣り漁船(119トン)が衝突。**漁船の乗組員13人が亡くなりました。**

運輸安全委員会の調査によれば、悪天候の中、**貨物船のレーダーで漁船は確認できませんでした。**

漁船にもAISがあればお互いに相手船を認識できます。AISを導入してこのような悲惨な事故を未然に防ぎましょう！

AISを搭載する漁船に支援制度があります！

AIS設置に活用できる低利な制度資金

漁船へのAISの設置に当たっては、漁協系統金融機関である信用漁業協同組合連合会等が融資する漁業近代化資金など、低利な制度資金が活用できます。

漁業近代化資金の貸付条件(漁船漁業者の場合)

- 貸付限度額 : 20トン未満漁船建造等資金借受者 0.9億円
: 20トン以上漁船建造等資金借受者 3.6億円
- 償還期限(据置期間): 10年(3年)(漁船用機器単独設置の場合)

※ 貸付利率は、金利情勢により、毎月変動しますので、ご利用に当たっては、お近くの漁協にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先: 水産庁水産経営課 03-6744-2347

簡易型AISに係る無線局定期検査の不要化等が措置されました。

簡易型AISについて船舶の無線局定期検査の不要化及び開設時の免許手続きの簡素化(落成検査の省略)(平成26年5月7日から)

定期検査の不要化

簡易型AISのみを設置する船舶局の定期検査が不要となりました。(簡易型AISと併せて次の無線設備を設置している場合も定期検査は不要です。)

- ・国際VHF(携帯型・5W以下)
- ・レーダー(適合表示無線設備^(※)・5kW未満)

免許手続きの簡素化

無線航行移動局(レーダー局)に簡易型AIS等の適合表示無線設備^(※)を追加して、船舶局を開設する場合の手続きがすべて簡易な免許手続(落成検査の省略)となりました。

※ 適合表示無線設備には技適マークが付されています。



お問い合わせ先: 総務省基幹・衛星移動通信課
03-5253-5901